

がいこくじん 外国人のみなさまへ、マイナンバー^しについてのお知らせです

2016年1月^{ねん がつ}から、社会^{しゃかい}保障^{ほしょう}、税^{ぜい}、災害^{さいがい}対策^{たいさく}の分野^{ぶんや}でマイナンバー^{りよう}の利用^{りよう}が

はじ
始まりました

1. マイナンバーとは

マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号で、社会^{しゃかい}保障^{ほしょう}や税^{ぜい}、災害^{さいがい}対策^{たいさく}の分野^{ぶんや}で使われます。マイナンバー制度は、行政の透明性を高め、国民にとって便利で、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

住民票のある外国人（中長期在留者、特別永住者等）にもマイナンバーは通知されます。

2. マイナンバーの通知

- ◆ 日本に住民票をお持ちの方の世帯に、住民票がある市区町村から郵送される通知カードに、マイナンバーが記載されています。
(通知カードに有効期限はありません。捨てないで大切に保管してください。)
- ◆ 今後日本に入国し、中長期在留される方等については、住民登録をした時点でマイナンバーが通知されます。

3. マイナンバーの利用場面

- ◆ 平成28年以降分の確定申告など、税の手続で税務署などにマイナンバーを提示します。
- ◆ 税や社会保険の手続で必要なため、勤務先にマイナンバーを提示します。
- ◆ 税の手続で、証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示します。
- ◆ 福祉分野の給付等を受けるときや国民健康保険、介護保険などの手続をするときに市町村にマイナンバーを提示します。
- ◆ 国外に送金するときや、国外からお金を受け取るときに、銀行や郵便局へマイナンバーを提示します。

※マイナンバーの手続では、なりすましを防止するために、①番号が正しいかの確認と、

②正しい番号の持ち主かの確認をします。

通知カードは番号の確認しかできないので、別に在留カード、特別永住者証明書などの身分証明書の提示が必要になります。

4. 個人番号カード（マイナンバーカード）とは

- ◆ マイナンバーに^{かんけい}関係する^{てつづき}手続きで、^{ばんごう}番号と^{みもと}身元を1枚で^{まい}確認できるカードです。また、^{こうてき}公的な^{みぶん}身分証明書として使えます。
- ◆ ^{こじんばんごう}個人番号カードの^{しゅとく}取得には^{しんせい}申請が^{ひつよう}必要です。^{つうち}通知カードの^{はい}入った^{ふうとう}封筒に^{どうふう}同封されている^{こじんばんごう}個人番号カード^{こうふしんせいしよ}交付申請書に^{かおじゃしん}顔写真を^は貼って^{へんそう}返送する^{ほうほう}方法や、^{パソコン}パソコンや^{スマートフォン}スマートフォンで^{しんせい}オンライン申請する^{ほうほう}方法があります。^{しょかい}初回の^{はつこうすうりよう}発行手数料は^{むりよう}無料です。
- ◆ ^{こじんばんごう}個人番号カードを^{しんせい}申請すると、カードの^{こうふ}交付準備ができたことを^し知らせる^{はがき}ハガキが届きます。^{とど}市区町村の^{まどぐち}窓口には、①届いた^{とど}ハガキ、②^{つうち}通知カード、③^{ざいりゅう}在留カードなどの^{ほんにんかくにんししよるい}本人確認書類を持って^う受け取りに^い行ってください。カード^{こうふじ}交付時に^{あんししよ}暗証番号の^{せってい}設定が^{ひつよう}必要です。
- ◆ ^{こじんばんごう}個人番号カードの^{ゆうこうきげん}有効期限は、^{さいじょう}20歳以上は^{さいじょう}10回目の^{たんじょうび}誕生日まで、^{さいみまん}20歳未満は^{さいじょう}5回目の^{たんじょうび}誕生日までです。ただし、^{ざいりゅうきかん}在留期間等により異なる^{ばあい}場合がありますので、^{ちゅうい}注意してください。
- ◆ ^{ICチップ}ICチップが付いており、^{ぜい}税の^{でんししんせい}電子申請などが^{おこな}行える^{でんし}電子証明書も入ります。
- ◆ ^{こじんばんごう}個人番号カードは、^{しちやうそん}市町村によっては^{としかんりよう}図書館利用や^{いんかんとうろくしよ}印鑑登録証などの^{サービス}サービスにも^{りよう}利用でき、^{コンビニ}コンビニで^{じゆうみんひよう}住民票の^{うつ}写しなどを^と取ることもできます。
- ◆ ^{ICチップ}ICチップに^{きろく}記録されるのは、^{けんめん}券面に^{きさい}記載された^{しめい}氏名、^{じゆうしょ}住所、^{マイナンバー}マイナンバーなどに^{かぎ}限られます。^{しよとく}所得など^{せい}プライバシー性の^{たか}高い^{こじん}個人情報^{じゆうほう}は^{きろく}記録されません。
- ◆ ^{こじんばんごう}個人番号カードを^{しゅとく}取得しても、^{ざいりゅう}在留カード、^{とくべつえいじゆうしや}特別永住者証明書等は^{ひきつづ}引き続き持つ^{ひつよう}必要があります。

5. マイナンバーの^{とりあつか}取扱いに関する^{かん}注意^{ちゆういてん}点

- ◆ ^{つうち}通知カードや^{こじんばんごう}個人番号カードの^{きさい}記載^{じこう}事項(住所など)が^か変わった^{ばあい}場合、^{しちやうそん}市区町村に^{とど}届け出て^{ください}ください。
- ◆ ^{ほうりつ}法律に^{きてい}規定があるものを^{のぞ}除き、^{マイナンバー}マイナンバーの^{りよう}利用・^{しゆうしゆう}収集は^{きんし}禁止されています。^{マイナンバー}マイナンバーを^{きか}聞かれたら、^{しつかり}しっかりと^{あいて}相手と^{りよう}利用目的を^{かくにん}確認してください。
- ◆ ^{たにん}他人の^{マイナンバー}マイナンバーを^{ふせい}不正に^{にゆうしゆ}入手することは^{しょぼつ}処罰の^{たいしやう}対象になります。
- ◆ ^{ふしん}不審な^{でんわ}電話などに^{ちゅうい}注意し、^{むやみに}むやみに^{マイナンバー}マイナンバーを^{ていじ}提示しないでください。

6. マイナンバーに関する^{かん}お問^{といあわ}合せ

- ◆ ^{えいご}英語・^{ちゆうごくご}中国語・^{かんこくご}韓国語・^ごスペイン語・^ごポルトガル語^ご対応の^{フリーダイヤル}フリーダイヤル
0120-0178-26 ^{マイナンバー}マイナンバー^{せいど}制度に関する^{かん}こと
0120-0178-27 ^{つうち}通知カード、^{こじんばんごう}個人番号カードに関する^{かん}こと
^{へいじつ}平日9時30分～20時00分 ^{どにちしゆく}土日祝9時30分～17時30分 (年^{ねん}末^{まつ}年^{ねん}始^{ねんし}を除く)
 ※^{こじんばんごう}個人番号カードの^{ぶんしつ}紛失・^{とうなん}盗難などによる^{いちじり}一時利用^{ていし}停止については、0120-0178-27

にて24時間^{じかん}365日^{にちうげつげ}受付

※日本語^{にほんご}のフリーダイヤルは、0120-95-0178です。

- ◆ マイナンバーに関する^{かん}情報^{じょうほう}はこちらから。外国語^{がいこくご}での^{じょうほうていきょう}情報^{おこな}提供^{おこな}も行っていきます。

※ 内閣官房^{ないかくかんぼう} HP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

※ J-LIS HP <https://www.kojinbango-card.go.jp/>



ひとり ひとつ ばんごう
マイナンバーは一人に一つの番号。
たいせつ
大切にしてください！